

改正貸金業法の完全施行 に向けた取組み

平成22年 8月
東北財務局

1. 改正貸金業法の周知徹底のための取組み

- (1) 東北財務局では、4つの取組方針(①多重債務相談に関する広範囲できめ細やかな広報活動、②多重債務相談対応の充実、③健全な消費者金融市場の形成とセーフティネットの拡充、④ヤミ金融対策の強化)を基本として、各種取組みを実施。
- (2) 完全施行前は、広範囲できめ細やかな広報活動として、町内会の代表者に対して同法の内容を説明し、町内会の回覧板による周知。マスコミ関係者との会合や貸金業者向けの説明会等でのマスコミ取材の機会を捉えた同法の周知。
- (3) 完全施行後は、多重債務者対策協議会等において完全施行後の状況についてフォローアップを行うとともに、警察本部・県と連携した「ヤミ金融撲滅キャンペーン」を実施。金融機関トップに対し、セーフティネット貸付の一層の推進を要請。

完全施行前

- 貸金業法完全施行対策会議
 - ・多重債務者対策協議会等のメンバーに金融機関の団体等を加え、適切な相談窓口への相談者の誘導など、関係機関に対し改めて徹底
- (広報活動関係)
 - ◎仙台市等の各戸への町内会回覧板による周知(県庁所在市等)
 - ・回覧依頼部数53,000部
 - ポケットティッシュの配布による周知(JR駅前等)
 - 貸金業者向け説明会等でのマスコミ取材等を活用した周知
 - ・新聞では22回の掲載、テレビでは30回の放映、ラジオでは1回の放送
- (多重債務相談関係)
 - 常設の多重債務相談窓口における相談受付
 - 相談員を配置していない財務事務所における巡回による相談受付
 - ・盛岡財務事務所(6/15)、山形財務事務所(6/17)
 - 「行政困りごと相談所」における多重債務相談の受付
 - ・行政評価局主催(通年・月2回)
- (セーフティネット関係)
 - 金融機関の団体等に対し、セーフティネット貸付の一層の推進を要請
- (ヤミ金融対策の強化)
 - 関係機関と連携を図りつつ、警察等へのヤミ金融業者等に係る不正利用口座の情報提供、ヤミ金融業者への警告の実施
 - ・不正利用口座の情報提供 21年度606件(22年度(7/15現在)53件)
 - ・ヤミ金融業者への警告 21年度 25件(22年度(7/15現在)8件)

完全施行後

- 多重債務者対策協議会等
 - ・多重債務者対策協議会(宮城:7/8)等に金融機関の団体等を加え、完全施行後の状況についてフォローアップを実施
- (広報活動関係)
 - ◎タクシー車内へのリーフレットの備置きによる周知
 - ・(社)宮城県タクシー協会仙台地区総支部(協会加盟61社、3,500台)
 - 外部からの講演依頼への積極的な対応
 - ・日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会東北支部(6/20)
 - ・弘前大学金融学習グループ(6/21) など
- (多重債務相談関係)
 - 相談員を配置していない財務事務所における巡回による相談受付
 - ・盛岡財務事務所(9/14)、山形財務事務所(9/16)
 - 各県が主催する多重債務無料相談会への当局相談員の派遣
 - ・宮城県多重債務無料相談会(9月、12月)等への派遣
- (セーフティネット関係)
 - 金融機関トップに対し、幹部職員からセーフティネット貸付の一層の推進を要請
- (ヤミ金融対策の強化)
 - 警察本部、県と連携し「ヤミ金融撲滅キャンペーン」を実施
 - ・ヤミ金融等の防犯チラシやポケットティッシュの街頭配布(6/18)
 - 貸金業関係連絡会の開催
 - ・財務局及び県の監督当局における緊密な協力と事務処理の統一を推進し、監督当局と警察当局との連携を図る

2. 借手等から寄せられた相談の受付状況

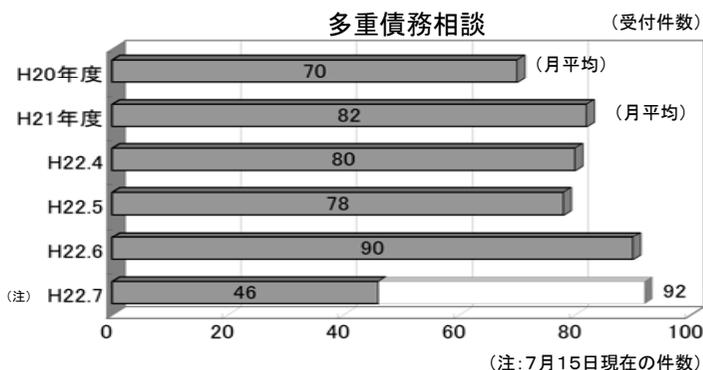
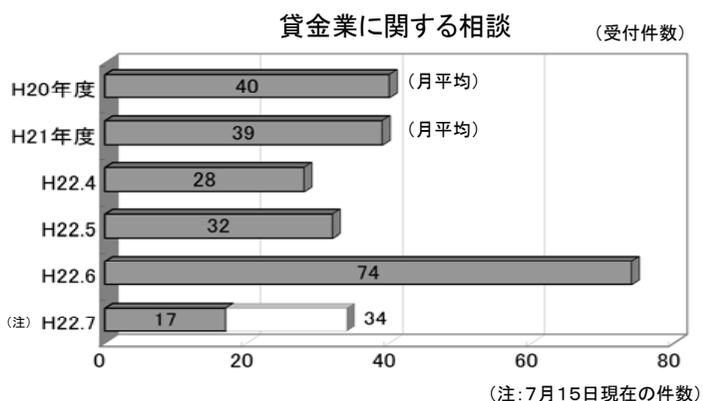
(1) 貸金業に関する相談の受付件数は、完全施行となった6月において前年度月平均89.7%増の74件となっており、一時的に増加したものの、7月15日現在では落ち着いた状況。

一方、多重債務相談の受付件数は、6月において前年度月平均9.7%増の90件となっており、7月15日現在でも6月と同程度の状況。

(2) 貸金業に関する相談と多重債務相談の合計のうち、総量規制関連の割合は6月において17.0%、7月15日現在では22.2%と増加している状況。

(3) 今後も引き続き、改正貸金業法に係る制度の周知徹底を推進し、適切な相談窓口への相談者の誘導など、多重債務者の問題解決を図る。

【東北財務局】



主な相談事例

○総量規制に関する相談

- ・総量規制の影響で新たな借入れができなくなった。5社から借入れ、30年間遅滞なく返済しているのに納得がいけない。
- ・年金受給者だが今回の総量規制により借入れが出来なくなった。誰が法律を変えたのか。このままでは生活ができない。
- ・生活費と借金返済のために借入れる自転車操業に陥っていたが、総量規制の影響で返済の見通しが立たなくなった。

○金利に関する相談

- ・上限金利が引き下げられたことに伴い、既往借入れ(29.2%)についても法律上の上限金利20%を超える利息は払わなくていいか。
- ・回覧板で改正貸金業法の内容を読んだ。上限金利が引き下げられたが、6月18日以前の契約にも適用されるのか。

相談事例の類型別割合

